

奈良県国民健康保険運営協議会運営要領（案）

（目的）

第1条 この要領は、奈良県国民健康保険運営協議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の目的たる事項、日時、場所等を書面により通知するものとする。

2 委員は、会議の招集に応じることができない場合は、会長にその旨届け出なければならない。

（会議の議長）

第3条 会議の議長は、会長又は会長職務代行者をもって充てる。

（会議の公開）

第4条 会議は、原則公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数で議決した場合は、非公開とすることができる。

2 公開に関して必要な事項は、別に定める。

（議事録の作成）

第5条 会議を開催したときは、議事録を作成し、議長の指名した出席委員2名がこれに署名しなければならない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

奈良県国民健康保険運営協議会の会議の公開について（案）

1 会議開催の周知

会議を公開するに当たっては、原則として当該会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を奈良県ホームページに掲載することにより、県民に周知するものとする。

ただし、会議を緊急に開催する必要が生じ、周知する時間的余裕がないときは、この限りではない。

- ア 開催の日時及び場所
- イ 会議の議題
- ウ 傍聴者の定員及び傍聴の手續
- エ 問い合わせ先
- オ その他必要な事項

2 公開の方法

- (1) 会議の公開は、傍聴により行うものとする。
- (2) 傍聴に係る手續及び遵守事項については「奈良県国民健康保険運営協議会の会議に係る傍聴について」のとおりとする。

3 議事録の公開

- (1) 会議を公開とした場合
「議事録」を奈良県ホームページに掲載する。
- (2) 会議を非公開とした場合
 - ア 「会議の概要」を奈良県ホームページに掲載する。
 - イ 「会議の概要」には非公開の理由を明記する。
 - ウ 「会議の概要」は会長の承認を得て作成する。
 - エ 「議事録」については、会議を非公開とした場合においても作成するが、奈良県ホームページには掲載しない。
なお、議事録の開示については、奈良県情報公開条例の定めるところによる。

4 適用期日

平成29年6月23日以降に開催する会議に適用する。

奈良県国民健康保険運営協議会の会議に係る傍聴について（案）

奈良県国民健康保険運営協議会要領第4条の規定に基づき公開する奈良県国民健康保険運営協議会の会議の傍聴について、次のとおり定めます。

1 傍聴の定員等

- (1) 傍聴席は、一般席と報道席に分け、一般席の定員は原則10名とします。
- (2) 傍聴の受付は、先着順とし、定員になり次第受付を終了します。

2 傍聴の手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議開催当日に、所定の場所、時間に集合してください。
- (2) 傍聴希望者は、会議開始30分前から開始予定時刻までに受付で氏名及び住所を記入してください。

3 傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する場合は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により議事に対する賛否を表明しないこと。
- (2) 旗、のぼり、プラカード、鉢巻き、ゼッケンその他これらに類するものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等会議の妨害となる行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、許可を得た場合は、この限りではない。
- (6) 携帯電話等を使用しないこと。
- (7) 非公開となる議題の審議に入る場合で係員の指示があったときは、速やかに会場外に退出すること。
- (8) その他会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 会議の秩序

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が3に違反したときは、退場していただく場合があります。
- (3) 傍聴者が3の違反を繰り返した場合は、次回以降の会議の傍聴をお断りすることがあります。
- (4) 会議の秩序を維持するためやむを得ない場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

■国民健康保険法（昭和33年法律第192号 ※改正後）（抄）

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

法律上の国民健康保険運営協議会(都道府県、市町村)の位置付け

厚生労働省資料

都道府県に設置される国保運営協議会 (改正国保法第11条第1項)		市町村に設置される国保運営協議会 (同法第11条第2項)	
主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国保事業費納付金の徴収 ・国保運営方針の作成 その他の重要事項 	主な審議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付 ・保険料の徴収 その他の重要事項
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表 <small>(*)「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」（平成27年2月12日国保基盤強化協議会）より</small>	委員	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者代表 ・保険医又は保険薬剤師代表 ・公益代表 ・被用者保険代表(任意)

■奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月県条例第4号）（抄）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、県が設置する附属機関は、別表のとおりとする。

別表（第1条関係）

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事項
知事	<u>奈良県国民健康保険運営協議会</u>	<u>国民健康保険事業の運営に関する事項の審議に関する事務</u>

■奈良県国民健康保険運営協議会規則（平成29年3月奈良県規則第69号）

（趣旨）

第1条 この規則は、奈良県附属機関に関する条例（昭和28年3月奈良県条例第4号）第2条の規定に基づき、奈良県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、委員十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第5条に規定する被保険者を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 二 国民健康保険法第四十条第一項に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 三 公益を代表する者のうちから知事が委嘱するもの
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第3項に規定する被用者保険等被保険者を代表する者のうちから知事が委嘱するもの

（任期）

第3条 委員の任期は一年以内とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 協議会に会長一人を置き、第2条第2項第3号の規定による委員のうちから、委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（委員以外の者の出席）

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部保険指導課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。